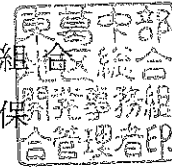


東葛中部地区総合開発事務組合告示第4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により,ウイングホール柏斎場における使用料(東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例(平成7年条例第4号)第7条に規定する使用料をいう。),手数料(東葛中部地区総合開発事務組合手数料条例(昭和45年条例第2号)第2条に規定する証明手数料をいう。)及び物品売払代金に係るものの徴収事務を次のとおり委託したので,同令第158条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 秋山 浩 保



- 1 受託者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1  
タカラビルメン株式会社  
代表取締役 中込 太郎
- 2 委託期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで